

令和8年度

交通災害共済

垂水市が実施する公的な制度です



■年会費

大人400円

子供（中学生以下）200円

■共済期間（途中加入もできます）

令和8年6月1日から

令和9年5月31日まで

※令和8年6月1日以降にお申し込みされた方は、申込翌日から令和9年5月31日までです。

■申込方法

5月中は振興会を通じてお申し込みください。なお、窓口でのお申し込みもできます。6月以降は直接窓口にお越しください。

■災害見舞金

□死亡・・・1,000,000円

□傷害

基本額・・・10,000円

入院・・・1日につき600円

通院・・・1日につき500円

※支給額＝基本額10,000円

＋（入院日数×600円）

＋（通院日数×500円）

※7日以上の治療を受けた場合に申請でき、日数は180日までが限度です。

■見舞金の請求期限

事故発生日から1年以内です

垂水市の交通災害共済制度は、不幸にして交通事故で被災された方を市民がお互いに助け合ってお見舞いする制度です。お申し込み時、垂水市に住民登録されている（外国人含む）方はどなたでも加入できます。

5月中の交通災害共済加入申し込みは、本年度も振興会を通じて受け付けておりますので、引き続き加入していただきますようお願いいたします。

なお、個人での申し込みや年度途中の申し込みも、垂水市役所市民課相談係窓口で受け付けております。

見舞金が支給される交通事故

日本国内で交通事故(過失に基づく自損事故を含む)に遭い、それが原因で身体に傷害を受けた場合に支給されます。

対象になる
乗り物等



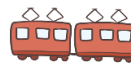
自動車



原付自転車



自転車



電車



船舶



航空機

旅客運送の用に供するもの

見舞金が支給されない交通事故

- ①自殺行為、無免許、飲酒、速度違反、故意、天災などに直接起因した事故による事故
- ②トラクター・耕運機・ブルドーザーなど作業用特殊自動車で作業中に起きた事故
- ③庭先・湖畔・田畑・工場内・作業場・遊園地内の遊戯施設など、道路以外の場所で起きた事故
- ④駐車中など、車の運行(交通)にかかわりなく起きた事故
- ⑤子ども用三輪車、シニアカーなど車両以外のもの
- ⑥不正に見舞金の支給を受けようとしたとき
- ⑦正当な理由なく、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- ⑧管理者が災害見舞金の支払いを著しく不相当と認めたとき



申請で必要な書類

加入者又はその遺族等が、以下の書類を市民課相談係窓口へご提出ください。

- ① 交通災害共済見舞金支払申請書
- ② 交通災害共済会員証
- ③ 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書(コピー可)
※交通事故証明がない場合
交通事故発生現認書兼事故申立書
- ④ 事故当時運転していた場合
誓約書
- ⑤ 入院・通院の場合
医師の診断書(コピー可)
- ⑥ 死亡の場合
住民票・戸籍謄本(相続人を特定できるもの)・死亡診断書・委任状・印鑑登録証明書(コピー可)
- ⑦ 見舞金振込先通帳のコピー
- ⑧ 印鑑(認印可)



お問い合わせ
垂水市役所 市民課 相談係
0994-32-1111(内線146)

